○浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例施行規則

平成２７年３月１７日

浜松市規則第４３号

改正　平成２８年１１月３０日浜松市規則第７９号

改正　令和３年３月２４日浜松市規則第１７号

（趣旨）

第１条　この規則は、浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例（平成２７年浜松市条例第４６号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（対象地域）

第２条　条例第２条第１号に規定する規則で定める中山間地域は、別表に掲げる区域とする。

（起業資金）

第３条　条例第２条第３号に規定する規則で定める資金は、次に掲げる費用に充てる資金であって、起業資金の貸与を受けた日から、その翌日から起算して１年を経過する日までの間に支払をするものとする。

(1)　１個又は１組につき取得価額が２万円以上の車両、機器、備品その他これらに類するものの購入に要する費用

(2)　内外装の工事、電話回線及び通信回線の接続、設備及び機械の設置その他これらに類するものに要する費用

(3)　不動産、車両、機器、給排水衛生設備その他これらに類するものの賃借に要する費用

(4)　営業許可の取得、開業に係る各種届出その他これらに類するものに要する費用

（平２８規則７９・一部改正）

（貸与の対象）

第４条　条例第３条第１号に規定する規則で定める者は、対象地域に居住し、地域の振興に資する活動をしていた者のうち、市長が別に定めるものとする。

２　条例第３条第１号に規定する規則で定める期間は、４年とする。

（貸与の額）

第５条　条例第４条に規定する規則で定める額は、１００万円とする。

（貸与の申請）

第６条　条例第５条第１項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名した申請書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　申請者の氏名、住所（対象地域に移住をしようとしている者にあっては、移住前の住所及び移住後の住所）、生年月日、連絡先及び経歴

(2)　貸与を受けようとする起業資金の額並びにその内訳及び理由

(3)　対象事業の名称、内容、事業所等（事業所、営業所、作業場その他これらに類する施設をいう。）の所在地、開始の時期及び期間

(4)　対象事業に係る資金計画及び収支見込み

(5)　連帯保証人の氏名、住所、生年月日、連絡先、申請者からみた続柄、職業及び勤務先

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　申請者の市町村税の納税証明書、所得証明書及び世帯全員の住民票の写し

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（令３規則１７・一部改正）

（連帯保証人）

第７条　条例第５条第１項に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1)　独立の生計を営んでいること。

(2)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けていないこと。

(3)　起業資金等の返還の債務を履行するために必要な資力を有していること。

(4)　市町村税を滞納していないこと。

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が起業資金等の返還が特に困難であると認める理由がないこと。

２　条例第７条第２項又は第３項の規定により新たに連帯保証人にしようとする者は、前項各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。

（貸与の決定）

第８条　市長は、条例第５条第２項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

（貸与の条件）

第９条　条例第５条第３項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1)　起業資金の貸与を受けた日の属する月の翌月末日までに対象事業を開始すること。

(2)　対象地域に居住していない者にあっては、起業資金の貸与を受けた日の属する月の翌月末日までに対象地域に移住をすること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（貸与の辞退）

第１０条　貸与決定者が起業資金の貸与を辞退しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出しなければならない。

(1)　届出者の氏名及び住所

(2)　辞退しようとする額及びその理由

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（令３規則１７・一部改正）

（借用誓約書等の提出）

第１１条　第８条の規定により貸与の決定の通知を受けた者は、別に定める借用誓約書に連帯保証人の印鑑登録証明書、市町村税の納税証明書及び所得証明書を添えて、当該通知を受けた日から起算して１０日以内に市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により提出された借用誓約書等を審査し、適当と認めたときは、起業資金を貸与する。

（対象事業の内容の変更等の承認申請）

第１２条　条例第７条第１項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名し、及び連帯保証人が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　申請者及び連帯保証人の氏名及び住所

(2)　変更しようとする事項及びその内容

(3)　変更の年月日及びその理由

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　条例第７条第２項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名し、及び変更後の連帯保証人が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所

(2)　変更前の連帯保証人の氏名

(3)　変更後の連帯保証人の氏名、住所、生年月日、連絡先、申請者からみた続柄、職業及び勤務先

(4)　変更の理由

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

３　前項の申請書には、変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書、市町村税の納税証明書及び所得証明書を添えなければならない。

４　条例第７条第３項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名し、及び連帯保証人（新たに連帯保証人を立てる場合にあっては、新たな連帯保証人。以下この項において同じ。）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　申請者の氏名、住所（対象地域に移住をしようとしている者にあっては、移住前の住所及び移住後の住所）、生年月日、連絡先及び経歴

(2)　起業者の氏名、死亡の当時有していた住所及び死亡した年月日

(3)　連帯保証人の氏名、住所、生年月日、連絡先、申請者からみた続柄、職業及び勤務先

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

５　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　申請者の市町村税の納税証明書及び所得証明書

(2)　新たに連帯保証人を立てる場合にあっては、その印鑑登録証明書、市町村税の納税証明書及び所得証明書

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

６　市長は、第１項、第２項及び第４項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

（令３規則１７・一部改正）

（異動の届出等）

第１３条　条例第８条第１項第１号の規定による対象事業の開始の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　届出者の氏名及び住所

(2)　対象事業を開始した年月日

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　届出者の世帯全員の住民票の写し

(2)　対象事業を開始したことを証する書類

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

３　条例第８条第１項第１号の規定による対象事業の廃止又は休止の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　届出者の氏名及び住所

(2)　廃止又は休止の別

(3)　廃止又は休止の理由

(4)　廃止の場合にあっては、廃止の年月日

(5)　休止の場合にあっては、休止の予定期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

４　条例第８条第１項第１号の規定による対象事業の再開の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　届出者の氏名及び住所

(2)　再開した年月日

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

５　条例第８条第１項第２号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　届出者の氏名及び住所

(2)　違反し、又は違反することが明らかとなった事項及びその内容

(3)　違反し、又は違反することが明らかとなった年月日

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

６　条例第８条第１項第３号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（連帯保証人の氏名又は住所の異動にあっては、届出者及び連帯保証人。以下この項において同じ。）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　届出者の氏名及び住所

(2)　異動があった事項及びその内容

(3)　異動の年月日及びその理由

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（令３規則１７・一部改正）

（死亡の届出）

第１４条　条例第８条第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　届出者の氏名、住所、連絡先及び死亡者からみた続柄

(2)　起業者等の氏名、死亡の当時有していた住所及び死亡した年月日

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　前項の届出書には、起業者等が死亡したことを証する書面を添えなければならない。

（令３規則１７・一部改正）

（対象事業の遂行状況の報告）

第１５条　起業者は、貸与を受けた起業資金を使用したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者が押印し、又は署名した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)　報告者の氏名及び住所

(2)　貸与を受けた起業資金を使用した額及びその内訳

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　起業者は、当該年度（４月１日から翌年３月３１日までをいう。以下同じ。）に実施した対象事業に関し、翌年度の４月１５日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者が押印した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)　報告者の氏名及び住所

(2)　実施した対象事業の内容

(3)　実施した対象事業に係る収支の内訳

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

３　前項の報告書には、実施した対象事業に係る収支の内訳を証する書面を添えなければならない。

（令３規則１７・一部改正）

（起業資金等の返還）

第１６条　条例第１０条に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1)　条例第１０条第１号に該当した場合及び同条第２号又は第３号に該当した場合（条例第９条第１号又は第４号から第６号までの規定により条例第１０条第２号又は第３号に該当した場合に限る。）　６０日

(2)　条例第１０条第２号又は第３号に該当した場合（条例第９条第２号、第３号、第７号、第８号又は第１０号から第１４号までの規定により条例第１０条第２号又は第３号に該当した場合に限る。）　２０日

（返還債務の免除の申請等）

第１７条　条例第１２条第２項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名した申請書を市長に提出して行わなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所

(2)　免除を受けようとする額及びその理由

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　前項の申請書には、条例第１２条第１項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えなければならない。

３　市長は、条例第１２条第３項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

（令３規則１７・一部改正）

（様式）

第１８条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

（細目）

第１９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月３０日浜松市規則第７９号）

１　この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

２　改正後の浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる貸与の申請に係る起業資金について適用し、同日前にされた貸与の申請に係る起業資金については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月２４日浜松市規則第１７号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附　則

１　この規則は、令和６年１月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 | 区域 |
| 浜名区 | 引佐町伊平　引佐町川名　引佐町渋川　引佐町四方浄　引佐町田沢　引佐町兎荷　引佐町西久留女木　引佐町西黒田　引佐町東久留女木　引佐町東黒田　引佐町別所　引佐町的場 |
| 天竜区 | 全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域を除く。） |